

競馬の馬券の払戻金の課税について

国税庁は平成 30 年 2 月 15 日に、「競馬の馬券の払戻金に係る課税について」というお知らせを、HP に掲載しました。

「競馬の馬券の払戻金に係る課税について」は、平成 27 年 3 月 10 日の最高裁判決をうけて、所得税法基本通達第 34 条が改正されましたが、更なる改正が行われることとなりそうです。

現在の所得税法基本通達第 34 条（一時所得）関係における該当箇所

（一時所得の例示）

34-1 次に掲げるようなものに係る所得は、一時所得に該当する。

（2）競馬の馬券の払戻金、競輪の車券の払戻金等（営利を目的とする継続的行為から生じたものを除く。）

（注）1 馬券を自動的に購入するソフトウェアを使用して独自の条件設定と計算式に基づいてインターネットを介して長期間にわたり多数回かつ頻りに個々の馬券の的中に着目しない網羅的な購入をして当たり馬券の払戻金を得ることにより多額の利益を恒常的に上げ、一連の馬券の購入が一体の経済活動の実態を有することが客観的に明らかである場合の競馬の馬券の払戻金に係る所得は、営利を目的とする継続的行為から生じた所得として雑所得に該当する。

2 上記（注）1 以外の場合の競馬の馬券の払戻金に係る所得は、一時所得に該当することに留意する。

掲載された「競馬の馬券の払戻金に係る課税について」

1 競馬の馬券の払戻金の課税について

競馬の馬券の払戻金が一時所得と雑所得のいずれに該当するか、外れ馬券の購入費用が必要経費として控除できるか、が争われていた裁判において、

- ① 最高裁平成 29 年 12 月 15 日判決は、本件の競馬の馬券の払戻金については、馬券購入の態様や利益発生の状況等から雑所得に該当し、外れ馬券の購入費用は必要経費に該当する
- ② 東京高裁平成 28 年 9 月 29 日判決（最高裁平成 29 年 12 月 20 日上告棄却）は、本件の競馬の馬券の払戻金については、馬券購入の態様や利益発生の状況等から一時所得に該当し、外れ馬券の購入費用は必要経費に該当しないと判断しました。

[《参考》最高裁平成 29 年 12 月 15 日判決及び東京高裁平成 28 年 9 月 29 日判決の概要（PDF/305KB）](#)

2 競馬の馬券の払戻金の所得区分等

競馬の馬券の払戻金の所得区分については、馬券購入の期間、回数、頻度その他の態様、利益発生の規模、期間その他の状況等の事情を総合考慮して区分されます。

具体的には、馬券を自動的に購入するソフトウェアを使用して定めた独自の条件設定と計算式に基づき、又は予想の確度の高低と予想的中した際の配当率の大小の組合せにより定めた購入パターンに従って、偶然性の影響を減殺するために、年間を通じてほぼ全てのレースで馬券を購入するなど、年間を通じての収支で利益が得られるように工夫しながら多数の馬券を購入し続けることにより、年間を通じての収支で多額の利益を上げ、これらの事実により、回収率が馬券の当該購入行為の期間総体として 100% を超えるように馬券を選別して購入し続けてきたことが客観的に明らかな場合は、雑所得に該当すると考えます。

なお、上記に該当しない「いわゆる一般の競馬愛好家の方」につきましては、従来どおり一時所得に該当し、外れ馬券の購入費用は必要経費として控除できませんのでご注意ください。

3 今後の対応

パブリックコメントを行った上で、所得税基本通達 34-1 を改正します。改正後の所得税基本通達については当ホームページ上で公表いたします。

最高裁平成 29 年 12 月 15 日判決は、現在の所得税法基本通達第 34 条に記載されている「馬券を自動的に購入するソフトウェアを使用して」という部分には該当していないにも関わらず、雑所得として認定されたことから、上記の赤字部分が新たに追加されることが予想されます。

ただし、東京高裁平成 28 年 9 月 29 日判決（最高裁平成 29 年 12 月 20 日上告棄却）では、原告は、ほぼ全ての土日において馬券を購入し、払戻しを受け、購入金額や払戻金額はいずれも合計で 1 億円を超える年もあるなど多額であり、年単位で購入回数が 1,500 回から 2,000 回、払戻金獲得回数が 100 回から 200 回で、年単位で多額の損失が生じていましたが、原告の馬券購入行為が一般的な馬券購入行為と質的に異なるものであるということではできないとして、外れ馬券が必要経費となる「雑所得」とは認められず、当たり馬券の購入金額だけが必要経費となる「一時所得」とされました。

このことから、競馬の馬券の払戻金が「雑所得」となり外れ馬券が経費となるためには、まだ高いハードルがあると考えられます。

（担当：田中正洋）